

加古川市工事成績評定考査項目別運用表

令和7年4月1日以降に契約を締結する工事の完成検査における工事成績評定に適用

契約検査課 工事検査担当

目 次

工事成績採点表	1
細目別採点表	2
工事成績評定通知書	3
【主任監督員】 考査項目別運用表	
1. 施工体制	4
2. 施工状況	5
3. 出来形及び出来ばえ	
I. 出来形	
総合	6
土木工事	7
配水管工事	8
建築工事	9
機械設備工事	10
電気設備工事	11
施設機械設備工事	12
II. 品 質	
総合	13
土木工事	14
配水管工事	15
建築工事	16
機械設備工事	17

電気設備工事	18
施設機械設備工事	19
解体工事	20
5. 創意工夫	
I. 創意工夫	21
【総括評価員】 考査項目別運用表	
2. 施工状況	
II. 工程管理、III. 安全対策	22
4. 工事特性	
I. 施工条件等への対応	23
6. 社会性等	
I. 地域への貢献等	24
7. 法令遵守等	25
【検査員】 考査項目別運用表	
2. 施工状況	
I. 施工管理	26
3. 出来形及び出来ばえ	
I. 出来形	
総合	27
土木工事	28
配水管工事	29

目 次

建築工事	30
機械設備工事	31
電気設備工事	32
Ⅱ．品質、Ⅲ．出来ばえ	
共通	33
コンクリート構造物工事	34
土工事（切土、盛土、堤防等工事）	35
護岸・根固・水制工事	36
鋼橋工事	37
舗装工事	38
法面工事	39
基礎工事及び地盤改良工事	40
下水道工事	41
コンクリート橋上部工事	42
塗装工事	43
植栽工事	44
防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	45
電線共同溝工事	46
二次製品構造物	47
補強土壁工事	48
解体工事	49

点字タイル設置工事	50
公園施設整備工事	51
橋梁補修工事	52
管更生工事	53
維持修繕工事（規格値のばらつきの判断をする場合）	54
維持修繕工事（規格値のばらつきの判断をしない場合）	55
配水管工事	56
建築工事（新築）	57
建築工事（改修）	58
機械設備工事	59
電気設備工事	60
通信設備工事・受変電設備工事	61
施設機械設備工事	62
「施工プロセス」のチェックリスト	63
別紙ー 4 出来形及び品質のばらつきの考え方	68
別表 2 出来ばえ判断基準	69
（別紙）ばらつき判断早見表【出来形】	70
〃 【品 質】	71
【評価対象工種（考査項目別運用表）の選択】	72

別記様式第1①
検査の種類： 完 成 検 査

工 事 成 績 採 点 表

契 約 検 査 課
令 和 8 年 3 月 20 日 作 成

年 度	令和 7 年度					工 事 番 号	加 古 工 0 7 0 9 9																										
契 約 番 号	5 0 7 1 0 0 9 9 9 9					工 事 名 称	加古川町新在家地内土木建築設備工事										請 負 者	加古川土木建築設備建設株式会社										請負金額(最終)	¥111,110,000-				
工 期	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 15 日					完 成 日	令和 8 年 3 月 15 日					検 査 日	令和 8 年 3 月 20 日					手 直 し 完 了 日															
考 査 項 目	主 任 監 督 員 (完 成)					総 括 評 価 員 (完 成)								検 査 員 (部 分 完 成 ・ 出 来 高 ・ 中 間)										検 査 員 (完 成)									
	氏 名 加 古 川 次 郎					氏 名 工 事 担 当 課 長								氏 名 工 事 検 査 員										氏 名 工 事 検 査 員									
項 目 細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e											a	a'	b	b'	c	d	e				
1. 施工体制	I. 施工体制一般							0																									
	II. 配置技術者							0																									
2. 施工状況	I. 施工管理							0								0					0												
	II. 工程管理							0																									
	III. 安全対策							0																									
	IV. 対外関係							0																									
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出来形							0								0					0												
	II. 品 質							0								0					0												
	III. 出来ばえ															0					0												
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応									0																							
5. 創意工夫	I. 創意工夫							0.0																									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等									0																							
加減点合計 (1.+2.+3.+4.+5.+6.)						0 点							0 点							0 点							0 点						
評 定 点 (65点±加減点合計)						① 65.0 点							② 65.0 点							③ 65.0 点							④ 65.0 点						
評 定 点 計						65.0 点							○出来高(中間)検査があった場合： (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) =評定点計 ※但し、③(出来高、中間)が2回以上の場合は平均値 ○出来高(中間)検査がなかった場合： (①×0.4+②×0.2+④×0.4) =評定点計																				
7. 法令遵守等													- 点																				
評 定 点 合 計						65 点							○ 評定点計 - 法令遵守等																				
所 見						【主任監督員】 必ず入力のこと							【総括評価員】 必ず入力のこと										【検 査 員】										

- ※1 65点+ 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加減点合計) = 評定点
各評定点(1.～4.)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括評価員が評価する項目である。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員が行う。
- ※4 4.～6.は、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任監督員、総括評価員が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、総括評価員が行う。
- ※8 評定点合計は、切捨てにより整数とする。

細目別採点表

年 度		令和 7 年度					
契 約 番 号		5 0 7 1 0 0 9 9 9 9					
工 事 番 号		加古工 0 7 0 9 9					
工 事 名 称		加古川町新在家地内土木建築設備工事					
項 目	細 別	① 主 任 監 督 員	② 総 括 評 価 員	③ 検 査 員 (部分完成・出来高・中間)	④ 検 査 員 (完 成)	細 目 別 評 定 点	得点割合
1. 施 工 体 制	I. 施工体制一般	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点				2.9 3.3点	87.9%
	II. 配置技術者	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点				2.9 4.1点	70.7%
2. 施 工 状 況	I. 施工管理	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点		0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	9.4 13.0点	72.3%
	II. 工程管理	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点	0.0 ×0.2+3.2= 3.2 点			6.1 8.1点	75.3%
	III. 安全対策	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点	0.0 ×0.2+3.3= 3.3 点			6.2 8.8点	70.5%
	IV. 対外関係	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点				2.9 3.7点	78.4%
3. 出 来 形 及 出 来 ば え	I. 出 来 形	0.0 ×0.4+2.8= 2.8 点		0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	9.3 14.9点	62.4%
	II. 品 質	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点		0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	9.4 17.4点	54.0%
	III. 出来ばえ			0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	0.0 ×0.4+6.5= 6.5 点	6.5 8.5点	76.5%
4. 工 事 特 性	I. 施工条件等への対応		0.0 ×0.2+3.3= 3.3 点			3.3 7.3点	45.2%
5. 創 意 工 夫	I. 創意工夫	0.0 ×0.4+2.9= 2.9 点				2.9 5.7点	50.9%
6. 社 会 性 等	I. 地域への貢献等		0.0 ×0.2+3.2= 3.2 点			3.2 5.2点	61.5%
7. 法令遵守等			0.0 ×1.0= 0 点			0.0	
評 定 点 合 計						65.0 100.0点	

※ 出来高(中間)検査があった場合：(①+②+③×0.5+④×0.5)＝細目別評定点(出来高、中間が2回以上の場合の③は平均値)

※ 出来高(中間)検査がなかった場合：(①+②+④)＝細目別評定点

※ 得点割合は、細目別評定点に対する得点の割合を百分率で示す。

加古川土木建築設備建設株式会社 様

加古川市総務部契約検査課長

工事成績評定通知書

あなたが施工した下記工事について、加古川市工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の内容について、この通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、説明を求める場合の説明依頼書の記載方法等についての問合せ先は、下記のとおりです。

- 記
- 1 契約番号 5071009999
 - 2 工事番号 加古工07099
 - 3 工事名称 加古川町新在家地内土木建築設備工事
 - 4 検査日 令和8年3月20日
 - 5 項目別評定点

項	目	細	別	細	目	別	評	定	点	得	点	割	合
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般			2.9					3.3点		87.9 %		
				2.9									
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理			9.4					13.0点		72.3 %		
				6.1									
				6.2									
				2.9									
				2.9									
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形			9.3					14.9点		62.4 %		
				9.4									
				6.5									
4. 工 事 特 性	I. 施 工 条 件 等 へ の 対 応			3.3					7.3点		45.2 %		
				2.9									
5. 創 意 工 夫	I. 創 意 工 夫			2.9					5.7点		50.9 %		
6. 社 会 性 等	I. 地 域 へ の 貢 献 等			3.2					5.2点		61.5 %		
7. 法 令 遵 守 等				0.0									
合 計				65.0					100.0点				
				65 点									

- 6 評 定 点
- 7 問 合 せ 先 #
- 8 説明依頼書記載内容 日付、宛先、会社名、工事番号、工事名称、現場代理人氏名、説明を求める内容等

考 査 項 目 別 運 用 表

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 施工体制が適切である	☐ 施工体制がほぼ適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 施工体制がやや不適切である	☐ 施工体制が不適切である
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。 ☒ 施工計画書を工事着手前に提出している。 ☒ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☒ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☒ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☒ コリンズ（CORINS）の登録は、主任監督員の確認を受けたうえで契約後10日以内に行われている。 ☒ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☒ 現場標識表示（施工体系図、建設業の許可票、労災保険関係成立票等）を公衆の見やすい場所等に掲げている。 ☒ 施工体制台帳に記載のない業者が作業していない。 ☐ その他 理由：			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	☐ 技術者の配置が適切である	☐ 技術者の配置がほぼ適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 技術者の配置がやや不適切である	☐ 技術者の配置が不適切である
	0.0%	「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。 ☒ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☒ 現場代理人が常駐し、工事全体を把握している。 ☒ 設計図書と現場との相違があった場合は、主任監督員と協議するなどの必要な対応を書面で行っている。 ☒ 主任監督員への報告を適時的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 ☒ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☒ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☒ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質、居ながら改修等)への対応を図っている。 ☒ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☒ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由：			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がほぼ適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 ☒ 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☒ 現場条件の変化に対して適切に対応している。 ☒ 工事材料の品質に影響がないよう保管している。 ☒ 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。 ☒ 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。 ☒ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☒ 使用材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☒ 工事打合せ簿を不足なく整理している。 ☒ 建設廃棄物の処理及び建設副産物のリサイクルへの取組みを適切に行っている。 ☒ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がほぼ適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。 ☒ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☒ 現場条件の変化への対応が迅速であり施工の停滞が見られない。 ☒ 時間制限や片側交互通行、居ながら改修等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ☒ 工事の進捗を早めるための取組みを行っている。 ☒ 適切な工程管理を行い工程の遅れがない。 ☒ 休日の確保を行っている。 ☒ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	III. 安全対策	☐ 安全対策が適切である	☐ 安全対策がほぼ適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 安全対策がやや不適切である	☐ 安全対策が不適切である
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。 ☒ 災害防止協議会等を設置し1回/月以上行っている。 ☒ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☒ 新規入場者教育の内容に当該工事の現場特性を反映している。 ☒ 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☒ 適切な過積載防止対策を実施し、過積載がない。 ☒ 仮設工（足場、支保及び土留め等）の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。 ☒ 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☒ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 理由：			☐ 安全対策に関して、監督員から文書により改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	IV. 対外関係	☐ 対外関係が適切である	☐ 対外関係がほぼ適切である	☒ 他の評価に該当しない	☐ 対外関係がやや不適切である	☐ 対外関係が不適切である
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。 ☒ 関係官公庁などと調整を行いトラブルの発生がない。 ☒ 地元との調整を行いトラブルの発生がない。 ☒ 第三者や施設管理者からの苦情がない。もしくは苦情に対して適切な対応を行っている。 ☒ 関連工事との調整を行い円滑な進捗に取り組んでいる。 ☒ 工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由：			☐ 対外関係に関して、監督員から文書により改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形 総合	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	■ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不 ☐ 適切であったため、監督員が文書 で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
		☒ 土木工事 ☐ 配水管工事 ☐ 建築工事 ☐ 機械設備工事 ☐ 電気設備工事 ☐ 施設機械設備工事(用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属設備)、解体工事			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a 及び b に該当しない。 又は、出来高数量を基に出来高変更設計を行った。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を行った。					
	土木工事	※ 出来形評価における注意点 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつきの判断を行う。 ⑤ 測定結果の打点数等が3点以上10点未満の場合は、「概ね50%以内」を「50%以内」に、「概ね80%以内」を「80%以内」に読み替える。 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ☒ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 a 及び b に該当しない。又は、出来高数量を基に出来高変更設計を行った。 ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐ 契約書第17条2項(31条2項を含む)に基づき、監督員が改造請求を行った。 ● 選択した評価対象工種（考查項目別運用表） <table><tr><td>①</td><td>コンクリート構造物工事</td></tr><tr><td>②</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr></table> ※ 主任監督員の入力表1の3. 出来形及び出来ばえの土木工事で選択した工種名が表示されます。			①	コンクリート構造物工事	②		③		☐ 上記項目に該当すれば…d
①	コンクリート構造物工事										
②											
③											

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 配水管工事 0.0%	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	■ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不 ☐ 適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 ■ ☐ 管の据付（仮設を含む）及び設置状況は適切である。 ■ ☐ 既設管との接続状況は適切である。 ■ ☐ 管の接合は管種に応じた方法で適切に行われている。 ■ ☐ 出来高数量の算出根拠は整理されている。 ■ ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 ■ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ■ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ■ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ■ ☐ 土工事の段階写真が適切に記録されている。 ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 建築工事	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	■ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む)に基づき、監督員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 ■ ☐ 基礎の造成・根切等の土工事が適切に施工されている。 ■ ☐ 基礎杭の偏芯・施工長さ等の施工精度が良好である。 ■ ☐ 基礎の寸法・形状が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 躯体(柱・梁・壁・床)の構造体の寸法・形状が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 躯体(柱・梁・壁・床)の鉄筋の配筋、溶接、金物等が適切に施工されている。 ■ ☐ 躯体(柱・梁・壁・床)のコンクリートの打ち上がり状態が良く、コールドジョイントやひび割れ及びたわみがない。 ■ ☐ 躯体(柱・梁・壁・床)の鉄骨の接合部及び定着部は設計図書を満足し、建て方を含め記録が整理されている。 ■ ☐ 躯体(屋根・防水)の面積・数量が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 内外装品について、躯体や下地への固定方法が写真等で確認でき、施工部位・面積等が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 内外装の家具・ユニット工事等の寸法・個数が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 外構工事の実施数量が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 外壁改修の実施数量が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ■ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ■ ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ■ ☐ 機械設備工事が一括発注の場合は、機械設備工事の出来形評価項目を概ね満足している。 ■ ☐ 電気設備工事が一括発注の場合は、電気設備工事の出来形評価項目を概ね満足している。 ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形 機械設備工事 0.0%	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不 ☐ 適切であったため、監督員が文書 で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
		「評価対象項目」 ☒ 屋外配管の埋設深さは標準仕様書及び設計図書の範囲内であり、適切に管理されている。 ☒ 屋外埋設配管や天井内配管などで他の設備との離隔距離が適切である。 ☒ ダクトや配管類等の支持間隔は基準を満足し、適切に施工されている。 ☒ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ 排水管など勾配の必要なものの勾配が基準を満足し、適切に施工されている。 ☒ 基礎やフェンスなどの仕上り寸法は設計図書を満足しており、クラックや傷などがなく、適切に管理されている。 ☒ 保温材やカバー、配管類などにゆがみ、へこみ、傷などがなく、適切に施工されている。 ☒ 配管等が壁や床、天井等と平行または垂直に、適切に施工されている。 ☒ 各種機器や盤、ポンプなどの機器の設置に傾きなどがなく、また基礎、躯体、天井や壁などとの取り合いが良好である。 ☒ 各種機器と配管類との接続にゆがみや隙間がなく、適切に施工されている。 ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不 ☐ 適切であったため、監督員が文書 で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
	電気設備工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 屋外配管の埋設深さは仕様書及び設計図書の範囲内であり、適切に管理されている。 ☒ ☐ 屋外埋設設備や天井内配線で他設備との離隔距離が適切である。 ☒ ☐ 配管やケーブル類の支持間隔は基準を満足し、適切に施工されている。 ☒ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ ☐ 配管や配線が整理され、適切に施工されている。 ☒ ☐ 基礎やフェンスなどの仕上り寸法は設計図書を満足しておりクラックや傷などがなく、適切に管理されている。 ☒ ☐ 盤やプルボックス、ハンドホール内のケーブルに行先が、適切に表示されている。 ☒ ☐ 各種機器や盤などの機器の設置に傾きなどがなく、また基礎、躯体、天井や壁などと隙間がなく、適切に施工されている。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形管理が適切である。	☐ 出来形管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不 ☐ 適切であったため、監督員が文書 で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
	施設機械設備工事 ・用排水ポンプ ・水門設備 ・除塵設備 ・鋼製付属設備 解体工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 ☒ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☒ ☐ 出来形(製品を含む)形状、寸法が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ☒ ☐ 出来形(製品を含む)性能、機能が設計図書を満足し、適切に管理されている。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質 総合	☐ 品質が適切である。	☐ 品質がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
		☒ 土木工事 ☐ 配水管工事 ☐ 建築工事 ☐ 機械設備工事 ☐ 電気設備工事 ☐ 施設機械設備工事(用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属設備) ☐ 解体工事			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e																																																			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐	品質関係の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ☐	品質関係の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。 ☒	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐	契約書第17条2項(31条2項を含む)に基づき、監督員が改造請求を行った。 ☐																																																			
	土木工事	● 選択した評価対象工種（考査項目別運用表） ① コンクリート構造物工事 ② ③			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e																																																			
		※ 第一工種において、試験結果の打点数等が10点以上の材料がある場合は、《ステップ1》による判定を行う。 ※ 第一工種において、試験結果の打点数等が3～9点の材料がある場合は、《ステップ2》による判定を行う。 ※ 品質評価の注意点 ① 品質の評価は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 試験結果の管理図・ヒストグラム等がなければ、ばらつき判断不可能とし「c」評価とする。 ⑤ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。			対象となる品質管理項目及び工種																																																				
	《ステップ1》	○ 品質関係の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ○ 品質関係の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 ○ 品質関係の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。 ○ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ○ 契約書第17条2項(31条2項を含む)に基づき、監督員が改造請求を行った。			<table><tr><th>品質管理項目</th><th>工 種</th><th>規格値</th></tr><tr><td rowspan="5">コンクリート</td><td>スラブ 試験 (2.5cm)</td><td>±1.0cm</td></tr><tr><td>スラブ 試験 (5cm以上8cm未満)</td><td>±1.5cm</td></tr><tr><td>スラブ 試験 (8cm以上18cm以下)</td><td>±2.5cm</td></tr><tr><td>空気量測定</td><td>±1.5%</td></tr><tr><td>単位水量</td><td>±15kg/m3</td></tr><tr><td rowspan="16">現場密度※</td><td rowspan="5">舗装</td><td>アスファルト舗装</td><td>94%以上</td></tr><tr><td>路上再生表層工</td><td>96%以上</td></tr><tr><td>排水性・透水性舗装工</td><td>94%以上</td></tr><tr><td>プラント再生舗装工</td><td>93%・94%以上</td></tr><tr><td>下層路盤</td><td>93%以上</td></tr><tr><td rowspan="3">路盤</td><td>上層路盤</td><td>93%以上</td></tr><tr><td>セメント安定処理路盤</td><td>93%以上</td></tr><tr><td>路上再生路盤工</td><td>93%以上</td></tr><tr><td rowspan="8">土工</td><td>路床安定処理工</td><td>90%以上</td></tr><tr><td>表層安定処理工</td><td>90%以上</td></tr><tr><td>補強土壁工</td><td>90%・95%以上</td></tr><tr><td>河川土工</td><td>90%以上</td></tr><tr><td>海岸土工</td><td>85%以上</td></tr><tr><td>砂防土工</td><td>85%以上</td></tr><tr><td>道路土工（路体）</td><td>90%以上</td></tr><tr><td>道路土工（路床等）</td><td>90%・95%以上</td></tr></table>			品質管理項目	工 種	規格値	コンクリート	スラブ 試験 (2.5cm)	±1.0cm	スラブ 試験 (5cm以上8cm未満)	±1.5cm	スラブ 試験 (8cm以上18cm以下)	±2.5cm	空気量測定	±1.5%	単位水量	±15kg/m3	現場密度※	舗装	アスファルト舗装	94%以上	路上再生表層工	96%以上	排水性・透水性舗装工	94%以上	プラント再生舗装工	93%・94%以上	下層路盤	93%以上	路盤	上層路盤	93%以上	セメント安定処理路盤	93%以上	路上再生路盤工	93%以上	土工	路床安定処理工	90%以上	表層安定処理工	90%以上	補強土壁工	90%・95%以上	河川土工	90%以上	海岸土工	85%以上	砂防土工	85%以上	道路土工（路体）	90%以上	道路土工（路床等）	90%・95%以上
	品質管理項目	工 種	規格値																																																						
コンクリート	スラブ 試験 (2.5cm)	±1.0cm																																																							
	スラブ 試験 (5cm以上8cm未満)	±1.5cm																																																							
	スラブ 試験 (8cm以上18cm以下)	±2.5cm																																																							
	空気量測定	±1.5%																																																							
	単位水量	±15kg/m3																																																							
現場密度※	舗装	アスファルト舗装	94%以上																																																						
		路上再生表層工	96%以上																																																						
		排水性・透水性舗装工	94%以上																																																						
		プラント再生舗装工	93%・94%以上																																																						
		下層路盤	93%以上																																																						
	路盤	上層路盤	93%以上																																																						
		セメント安定処理路盤	93%以上																																																						
		路上再生路盤工	93%以上																																																						
	土工	路床安定処理工	90%以上																																																						
		表層安定処理工	90%以上																																																						
		補強土壁工	90%・95%以上																																																						
		河川土工	90%以上																																																						
		海岸土工	85%以上																																																						
		砂防土工	85%以上																																																						
		道路土工（路体）	90%以上																																																						
		道路土工（路床等）	90%・95%以上																																																						
《ステップ2》	「評価対象項目」 【品質管理の計画】 ☒ ☐ 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画に記載されている。 【品質管理の実施】 ☒ ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、品質管理について指示事項がない。 ☒ ☐ 使用材料の品質証明書に不足がない。 ☒ ☐ 品質管理表に不足がない。 ☒ ☐ 品質管理写真に不足がない。 【品質の良さ】（該当する全ての品質管理項目を該当項目とする。） ○ 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。 ○ 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。 ○ 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。			※ 現場密度の設計値は、基準密度または最大乾燥密度とする。 ※ ばらつき概ね50(80)%以下の定義 規格値の50(80)%以内に全打点数の8割以上が収まり、かつ、規格値の50(80)%以内を超える測定値の最大(小)値が規格値の60(90)%以内であること。																																																					
評価値	—																																																								

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質 配水管工事 0.0%	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 主要材料の保管管理が適切に行われ製品に曲がり、そり、クラック、欠け等がなく記録等で状況が確認できる。 ☒ ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☒ ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☒ ☐ 溶接棒の使用及び溶接が適切である。 ☒ ☐ 塗覆装、塗装等が適切である。 ☒ ☐ 管接合管理は定められたとおり施工されている。 ☒ ☐ 管の清掃及び切管加工は適切である。 ☒ ☐ 弁栓類及び管保護工の施工が適切である。 ☒ ☐ 明示テープ、ポリエチレンスリーブ、明示シートの施工が適切である。 ☒ ☐ 埋戻しの締固めが適切である。 ☒ ☐ 施工時のチェックシート等の記録が適切である。 ☒ ☐ 施工の適切性が確認でき、通水状況及び水圧試験等の記録が整備されている。 ☒ ☐ 不可視部分の品質管理写真が適切に記録されている。 ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
	建築工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足し、適切に管理されている。 ☒ ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☒ ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☒ ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☒ ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☒ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☒ ☐ 外構工事における施工の品質が、良好である。 ☒ ☐ 改修工事における施工の品質が、良好である。 ☒ ☐ 関係法令への適合を示す資料、写真等が整理されている。(防火区画等) ☒ ☐ 機械設備工事が一括発注の場合は、機械設備工事の品質評価項目を概ね満足している。 ☒ ☐ 電気設備工事が一括発注の場合は、電気設備工事の品質評価項目を概ね満足している。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 機械設備工事	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を行った。
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 写真管理基準が作成されている。 ☒ ☐ 品番や型番で指定された機材の品質及び形状が設計図書に適合することが確認でき、主要なものや法律で規定されているものに抜けがない。 ☒ ☐ 空調機やポンプ等製造者による試験が的確に行われ、設計図書に適合することが試験報告書などで確認できる。 ☒ ☐ 当該現場用に製作された機器が承諾図通り製作され、現場試験等により設計図書の能力を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質計画による品質管理記録が工事写真や記録簿などで確認できる。 ☒ ☐ 法律で規定されているもの、標準仕様書どおりに施工できないもの、特殊な工法で施工するものなどについて施工計画書または施工要領書等が事前に提出され、監督員が承諾していることが確認できる。 ☒ ☐ 防火区画の貫通などで使用資材や施工方法が法令を満足していることが工事写真や施工管理簿などで確認できる。 ☒ ☐ 機器の耐震計画について施工計画書などで提示され、その通りに施工されていることが工事写真などで確認できる。 ☒ ☐ ダクトや配管などの接続や機器との接続が適切であることが工事写真などで確認できる。 ☒ ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切に整備されている。 ☒ ☐ 隠蔽、埋設箇所等の不可視部分の写真記録が適切である。 ☒ ☐ 各施工段階における状況が、施工管理簿や工事写真により明確に判断できるように整理されている。 ☒ ☐ 機器の配置などで日常の使用勝手や保守点検がしやすいように工夫されている。 ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を行った。
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 写真管理基準が作成されている。 ☒ ☐ 品番や型番で指定された機材の品質及び形状が設計図書に適合することが確認でき、主要なものや法律で規定されているものに抜けがない。 ☒ ☐ 発電機等製造者による試験が的確に行われ、設計図書に適合することが試験報告書などで確認できる。 ☒ ☐ 当該現場用に製作された機器が承諾図通り製作され、現場試験等により設計図書の能力を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 品質計画による品質管理記録が工事写真や記録簿などで確認できる。 ☒ ☐ 法律で規定されているもの、標準仕様書どおりに施工できないもの、特殊な工法で施工するものなどについて施工計画書または施工要領書等が事前に提出され、監督員が承諾していることが確認できる。 ☒ ☐ 防火区画の貫通などで使用資材や施工方法が法令を満足していることが工事写真や施工管理簿などで確認できる。 ☒ ☐ 機器の耐震計画について施工計画書などで提示され、その通りに施工されていることが工事写真などで確認できる。 ☒ ☐ 配線や配管などの接続や機器との接続が適切であることが工事写真などで確認できる。 ☒ ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切に整備されている。 ☒ ☐ 隠蔽、埋設箇所等の不可視部分の写真記録が適切である。 ☒ ☐ 各施工段階における状況が、施工管理簿や工事写真により明確に判断できるように整理されている。 ☒ ☐ 機器の配置などで日常の使用勝手や保守点検がしやすいように工夫されている。 ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 施設機械設備工事 ・用排水ポンプ ・水門設備 ・除塵設備 ・鋼製付属設備 0.0%	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
		「評価対象項目」 ☒ ☐ 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 ☒ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☒ ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☒ ☐ 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☒ ☐ 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 ☒ ☐ 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 ☒ ☐ 配電盤類は関係諸基準に基づき各種試験が行われ、正常に動作している。 ☒ ☐ 電線類の接続部が適切に処理されている。 ☒ ☐ 基礎ボルトの締め付けが適切に処理されている。 ☒ ☐ ビット内の電線類は行先札が取り付けられ、整然と配置されている。 ☒ ☐ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。 ☒ ☐ 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき配置されている。 ☒ ☐ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 ☐ その他 理由：				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 品質管理が適切である。	☐ 品質管理がほぼ適切である。	☒ 他の評価に該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文 書で改善指示を行った。	契約書第17条2項(31条2項を含む) ☐ に基づき、監督員が改造請求を 行った。
	解体工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 解体工法・手順に創意工夫がある。 ☒ ☐ 施工計画書に定められた解体計画により管理されている。 ☒ ☐ 廃材の分別・保管に創意工夫がある。 ☒ ☐ 管理記録が整備されている。 ☒ ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 ☒ ☐ 有害物の処理が適切になされている。 ☒ ☐ 建設廃棄物（有害物質を除く）の処理が適切になされている。 ☒ ☐ 周辺地域の環境への配慮が適切になされている。 ☐ ☐ その他 理由：			☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	工 夫	事 項
5. 創意工夫	1. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫、又は設備据付後の試運転調整の工夫 ☐ コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 部材及び機材等の運搬並びに吊り方式などの施工方法に関する工夫 ☐ 設備工事における、加工や組立等、又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管、又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☒ ICT 活用工事の該当なし。 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階（①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④3次元出来形管理資料等の作成、⑤出来形確認及び検査、⑥納品）でICT を活用した（電子納品のみは除く）※本項目は1点の加点とする。 ☐ 加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICT を活用した工事。※本項目は2点の加点とする。 ※ICT 活用による加点は最大2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事	【その他】 ☐ その他 理由：
		【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 ☐ 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 配筋・溶接作業等に関する工夫	☐ その他 理由：
		【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫 ☐ 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫 ☐ 有毒ガス及び可燃ガスの処理並びに粉塵防止及び作業中の換気等に関する工夫 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫 ☐ 環境保全に関する工夫	
		【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により評価する。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている	
	記述評価 (■を付した評価 内容を詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載	
		評点： 0 点	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1点または2点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括評価員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考 査 項 目 別 運 用 表

(総括評価員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が非常に優れている 4項目以上評価	☐ 工程管理がやや優れている 2項目以上評価	☒ 他の評価に該当しない 1項目以下評価	☐ 工程管理がやや劣っている	☐ 工程管理が劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 現場閉所による週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 理由：			☐ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ ①請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 ②工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が優れている 4項目以上評価	☐ 安全対策がやや優れている 2項目以上評価	☒ 他の評価に該当しない 1項目以下評価	☐ 安全対策がやや劣っている	☐ 安全対策が劣っている
		「評価対象項目」 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由：			☐ ①安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ②自主的な安全対策がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ ①安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 ②安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	☐ 切土・盛土工:15万m3以上 ☐ 護岸・築堤高:(堤内地地盤高から計画堤防高の差):10m以上 ☐ トンネル(シールド):8m以上 ☐ ダム用水門の設計水深:25m以上 ☐ 樋門又は樋管の中空断面積:15㎡以上 ☐ 揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上 ☐ 堰又は水門の 最大径間長:25m以上、径間数:3径間以上、扉体面積:50㎡/門以上 ☐ トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上 ☐ トンネル(N A T M)の中空断面積:100㎡以上 ☐ 建築・設備工事で延べ面積:10,000㎡以上の建物工事 ☐ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上 ☐ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上 ☐ 地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上 ☐ 浚渫工の浚渫土量100万m3以上 ☐ 流路工の計画高水流量:500m3以上 ☐ 砂防ダムの提高:15m以上 ☐ ダムの提高:150m以上 ☐ 転流トンネルの流下能力:400m3/s以上 ☐ 橋梁下部工の高さ30m以上 ☐ 橋梁上部工の最大支間長100m以上 ☐ 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3 その他 理由: ☐ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ☐ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ☐ 供用中の道路トンネルの拡幅工事 ☐ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ☐ その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事 ☐ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事		
		※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする			
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	☐ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ☐ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ☐ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ☐ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ☐ その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 市街地での夜間工事 ☐ D I D地区での工事 ☐ 日交通量概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事 ☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ☐ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置・撤去を日々行った工事 ☐ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 ☐ 作業現場が広範囲に分布している工事 ☐ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事 ☐ 建築・設備工事における施設を使用しながらの施工で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 (騒音・振動が発生しない工事を除く。) ☐ 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10 その他 理由: ☐ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ☐ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ☐ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 ☐ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ☐ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ☐ その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ☐ 市街地での夜間工事 ☐ D I D地区での工事 ☐ 日交通量概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事 ☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ☐ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置・撤去を日々行った工事 ☐ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 ☐ 作業現場が広範囲に分布している工事 ☐ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事 ☐ 建築・設備工事における施設を使用しながらの施工で、工程的な制約が特に厳しい工事		
		※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする			
		III 厳しい自然・地盤条件への対応	☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ☐ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ☐ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事 ☐ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ☐ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 ☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ☐ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ☐ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ☐ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法等に制約を受けた工事 ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ☐ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 ☐ 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15 その他 理由: ☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ☐ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ☐ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事 ☐ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ☐ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 ☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ☐ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ☐ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ☐ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法等に制約を受けた工事 ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ☐ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事		
		※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする			
		IV 長期工事における安全確保への対応	☐ 16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※ ただし、文書注意に至らない事故は除く ☐ その他 理由: ☐ 16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※ ただし、文書注意に至らない事故は除く ☐ その他 理由:		
		※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする			
			評 価	評点： 0 点	

※ 1. 工事特性は、**最大20点の加点**評価とする。

※ 2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※ 3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 地域への貢献が優れている 4項目以上評価	☐ bより優れている 3項目以上評価	☐ 地域への貢献がやや優れている 2項目以上評価	☐ cより優れている 1項目以上評価	☒ 他の評価に該当しない
「評価対象項目」 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 <u>理由：</u>						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表			
7. 法令遵守等	措 置 内 容		措置点数	総合点数
	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上		-20 点	—
	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		-15 点	—
	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		-13 点	—
	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満		-10 点	—
	☐ 5. 改善勧告		-8 点	—
	☐ 6. 文書注意		-5 点	—
	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、文書注意以上の処分が行われなかった場合		-3 点	—
	☐ 8. その他 <u>理由</u> ：		—	—
	☒ 9. 該当項目なし			
			減点	0
① 本考查項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、(8.その他)の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 - 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 - 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 - 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 - 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 - 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 - 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 - 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 - 労働基準法に違反する事実が判明し、送検された。 - 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 - 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 - 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。(※伝票等で過積載が顕著に判断できる場合は、割合に応じて1～3点の減点とする。) - 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 - 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 - 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 - 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。 - 社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む）とした。 - 発注者指定型のICT 活用工事において、承諾なしにICT 活用工事を実施しなかった。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理がやや優れている	☒ 他の評価に該当しない	☐ 施工管理がやや劣っている	☐ 施工管理が劣っている
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 契約書第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書に所定の項目が記載されているとともに、設計図書内容及び現場条件を反映したものになっていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☒ ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。 ☒ ☐ 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☒ ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 建設廃棄物の処理及び建設副産物のリサイクルへの取組みを適切に行っている。 ☒ ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☒ ☐ 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来高・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ☒ ☐ 過積載防止の取り組みを行い、過積載がないことが確認できる。 ☒ ☐ 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 ☒ ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☒ ☐ 社内の管理基準や施工計画等で定めた管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： _____			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形 総合	☐ 出来形が優れている	☐ b より優れている	☐ 出来形がやや優れている	☐ c より優れている	■ 他の評価に該当しない	☐ 出来形がやや劣っている	☐ 出来形が劣っている
		☒ 土木工事 ☐ 配水管工事 ☐ 建築工事 ☐ 機械設備工事 ☐ 電気設備工事					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 土木工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「ばらつき」(主任監督員の評価) ☐ 50%以下	☐ 80%以下	☒ 80%超	☐ 主任監督員が改善指示	☐ 主任監督員が改造請求	☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
		※ 出来形評価における注意点 ① 出来形の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理に係る打点数等を有する工事は、ばらつきの判断を行う。 ⑤ 測定結果の打点数等が3点以上10点未満の場合は、「概ね50%以内」を「50%以内」に、「概ね80%以内」を「80%以内」に読み替える。 「評価対象項目」 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、主任監督員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ☐ その他理由： ● 選択した評価対象工種（審査項目別運用表） ① 舗装工事 ② ③ ※ 検査員の3. 出来形及び出来ばえの品質総合評価で選択した工種名が表示されます。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ bより優れている	☐ 出来形がやや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐
	配水管工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ 竣工図と現地の計測は一致している。 ☒ 出来形寸法が規格値を満足している。 ☒ 管の据付（仮設を含む）及び設置状況は適切である。 ☒ 既設管との接続状況は適切である。 ☒ 管の接合は管種に応じた方法で適切に行われている。 ☒ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☒ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☒ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☒ 出来形管理基準が定められていない工種について、主任監督員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ☐ その他理由： ☐ その他理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ bより優れている	☐ 出来形がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐
	建築工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が工事写真等での確に確認できる。 ☒ ☐ 出来形の形状、寸法が設計図書を満足し、ばらつきが少ない。 ☒ ☐ 出来形の性能、機能が設計図書を満足し、ばらつきが少ない。 ☒ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ ☐ 写真管理基準を作成し、工事写真を適切に整理している。 ☒ ☐ 一工程の施工の確認報告が適切に行われていることが確認できる。 ☒ ☐ 材料検査や防水改修の段階確認が適切な時期、内容でされ監督員の確認を受けている。 ☒ ☐ 鉄筋の圧接結果、鉄骨の溶接結果が良好で、それを証明する資料が整理されている。 ☒ ☐ 仕上げ塗り材や塗膜防水の塗布量が設計図書の塗布量を満足していた。 ☒ ☐ 外壁改修の設計数量が把握され、それを示す資料があった。 ☒ ☐ 環境配慮改修（アスベスト除去等）の事前調査・施工計画・各種届出を遅滞なく行い、適切に整理されている。 ☒ ☐ 機械設備工事が一括発注の場合は、機械設備工事の出来形評価項目を概ね満足している。 ☒ ☐ 電気設備工事が一括発注の場合は、電気設備工事の出来形評価項目を概ね満足している。 ☐ ☐ その他理由： ☐ ☐ その他理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ bより優れている	☐ 出来形がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐
	機械設備工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が工事写真等での確に確認できる。 ☒ ☐ 出来形の形状、寸法が設計図書を満足し、ばらつきが少ない。 ☒ ☐ 出来形の性能、機能が設計図書を満足し、使用勝手や保守点検がしやすいように工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ ☐ 写真管理基準を作成し、工事写真を適切に整理している。 ☒ ☐ 機械、器具などの仕様に問題がなく、堅牢確実に取り付けられていることが現場や工事写真等で確認できる。 ☒ ☐ 使用資材にゆがみ、へこみ、傷などがない。 ☒ ☐ 機器の設置に問題がなく、配管や配線との接続、取付箇所との取り合いに問題がない。 ☐ ☐ その他理由： ☐ ☐ その他理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ bより優れている	☐ 出来形がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐
	電気設備工事 0.0%	「評価対象項目」 ☒ ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が工事写真等での確に確認できる。 ☒ ☐ 出来形の形状、寸法が設計図書を満足し、ばらつきが少ない。 ☒ ☐ 出来形の性能、機能が設計図書を満足し、使用勝手や保守点検がしやすいように工夫していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理されている。 ☒ ☐ 写真管理基準を作成し、工事写真を適切に整理している。 ☒ ☐ 機械、器具などの仕様に問題がなく、堅牢確実に取り付けられていることが現場や工事写真等で確認できる。 ☒ ☐ 使用資材にゆがみ、へこみ、傷などがない。 ☒ ☐ 機器の設置に問題がなく、配管や配線との接続、取付箇所との取り合いに問題がない。 ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ☒ 他の評価に該当しない 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4及びばらつき判断早見表を参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
品質総合評価	共通	● 主たる1工種にて評価 ○ 最大3工種にて評価 選択した評価対象工種（考查項目別運用表） 工種名 ① 舗装工事 ② ③ 評価項目のうちチェックをした数 0 評価の対象項目とした数 24 比率 0.0% ※ 選択については、別紙の【評価対象工種（考查項目別運用表）の選択】を参照してください。 ※ 下記の「●」「▲」印の評価工種は、主たる1工種のみで評定する工種です。 この工種を評価対象工種に選択する場合は、他工種（第二、第三工種）の選択をしないでください。 「○」印のばらつきと評価値から評定する工種とは、評定の算定方法が異なるため、混在選択しないこと。						☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない場合	☐ 出来ばえが劣っている		
		Ⅱ. 品質で選択した、主たる1工種または最大3工種にて評価 評価項目のうちチェックをした数 0 評価の対象項目とした数 3 比率 0.0%							
※ 上記で選択した評定工種にチェックがあることを確認してください。（下記のチェックボックスは、入力できません。） ※ 「○」印は、主たる1工種または最大3工種にて評定する工種、「●」「▲」印は、主たる1工種のみで評定する工種です。 ☐ ○ コンクリート構造物工事 ☐ ○ 土工事(切土、盛土、堤防等工事) ☐ ○ 護岸・根固・水制工事 ☐ ○ 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる) ☒ ○ 舗装工事 ☐ ○ 法面工事 ☐ ○ 基礎工事及び地盤改良工事 ☐ ○ 下水道工事 ☐ ○ コンクリート橋上部工事(P C及びR Cを対象) ☐ ○ 塗装工事 ☐ ○ 植栽工事 ☐ ○ 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事 ☐ ○ 電線共同溝工事 ☐ ○ 二次製品構造物 ☐ ○ 補強土壁工事 ☐ ▲ 解体工事 ☐ ○ 点字タイル設置工事 ☐ ○ 公園施設整備工事 ☐ ○ 橋梁補修工事 ☐ ○ 管更生工事 ☐ ○ 維持修繕工事(規格値によるばらつきの判断をする場合) ☒ ● 維持修繕工事(規格値によるばらつきの判断をしない場合) ☐ ▲ 配水管工事 ☐ ▲ 建築工事(新築) ☐ ▲ 建築工事(改修) ☐ ▲ 機械設備工事 ☐ ▲ 電気設備工事 ☐ ▲ 通信設備工事・受変電設備工事 ☐ ○ 施設機械設備工事(用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属設備)									

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 コンクリート 構造物工事	☐ 品質が優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。		☐ bより優れている		☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。		
	0.0%	「ばらつき」 ○ 50%以下 「評価対象項目」 ☒ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☒ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☒ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☒ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☒ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☒ ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☒ ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☒ ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 有害なクラックがない。 ☒ ☐ 施工基面の整形、湧水・滞水処理が適切に実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ 支持地盤の地耐力が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他理由： ☐ ☐ その他理由：		○ 80%以下		○ 80%超		● ばらつきで判断不可能		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている				☐ 出来ばえがやや優れている			■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	コンクリート 構造物工事	「評価対象項目」 ☐ ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ ☐ クラックがない。 ☐ ☐ 漏水がない。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。									

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 土工事(切土、盛土、堤防等工事)	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ☒ 他の評価に該当しない 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	0.0%	「ばらつき」 ○ 50%以下 「評価対象項目」 ● 80%超 ○ ばらつきで判断不可能 ☒ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☒ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☒ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☒ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☒ 一層あたりの巻き出し厚を管理していることが確認できる。 ☒ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☒ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☒ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ C B R試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☒ 法面に有害な亀裂がない。 ☒ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他理由： ☐ その他理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている ☐ 出来ばえがやや優れている ☒ 他の評価に該当しない						☐ 出来ばえが劣っている	
	土工事(切土、盛土、堤防等工事)	「評価対象項目」 【土工事(盛土、堤防等工事)】 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 【切土工事】 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。							

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 護岸・根固・水制工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。					☐ cより優れている ■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ● 80%以下 ○ 80%超 ○ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☒ ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 石積(張)において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☒ ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☒ ☐ 基礎工において、掘り過ぎがなく施工していることが確認できる。 ☒ ☐ コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。 ☒ ☐ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ☒ ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 有害なクラックがない。 ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	III. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	護岸・根固・水制工事	「評価対象項目」 ☐ ☐ 通りが良い。 ☐ ☐ 材料のかみ合わせが良く、クラックがない。 ☐ ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ ☐ 全体的な美観が良い。						

- 37 -

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 舗装工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。					☐ cより優れている ■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☐ 80%超 ● ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 【路床・路盤工関係】 ☒ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☒ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☒ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☒ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☒ 路床盛土において、一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☒ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☒ 路床安定処理において、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上っていることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： 【アスファルト舗装工関係】 ☒ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☒ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☒ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☒ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☒ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☒ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☒ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 乳剤散布が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： 【コンクリート舗装工関係】 ☒ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☒ 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☒ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☒ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☒ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☒ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☒ チェアー及びタイヤを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
Ⅲ. 出来ばえ	舗装工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	(0.0%)	「評価対象項目」 ☒ 舗装の平坦性が良い。 ☒ 構造物の通りが良い。 ☒ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。						

- 39 -

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 基礎工事及び地盤改良工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ☒ 他の評価に該当しない 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	0.0%	「ばらつき」 ○ 50%以下 ● 80%以下 ○ 80%超 ○ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】 ☒ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 ☒ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☒ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☒ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☒ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☒ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動並びに安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度及び比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☒ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☒ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☒ 現場打杭のコンクリートの品質が設計図書の仕様を満足している。 ☒ スライムの処理が適正に行われている。 ☒ 鉄筋かごに有害物（錆・泥・油）が付着しないように適切に管理している。 ☐ その他理由： ☐ その他理由： 【地盤改良関係】 ☒ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☒ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☒ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ その他理由： ☐ その他理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ 土工関係の仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端の仕上がりが良い。 ☐ 端部の仕上がりが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 下水道工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ☒ 他の評価に該当しない 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☒ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ 使用する材料の規格・品質が証明書類で確認できる。 ☒ 主要材料の検収が実施され、適切な方法で保管されていることが確認できる。 ☒ 主要材料の吊降ろし・据付けについては、安全な方法で丁寧に行なわれていることが確認できる。 ☒ 掘削床付け面が乱れずに掘削され、良好な仕上りとなっていることが確認できる。 ☒ 掘削内の排水処理が適切に行われていることが確認できる。 ☒ 埋戻しは適切な材料、施工及び管理方法で実施していることが確認できる。 ☒ 掘削深さに応じた矢板・支保工を使用していることが確認できる。 ☒ 立込み土留め矢板の設置及び引抜プロセスが確認できる。 ☒ 管渠、マンホール等の基礎の厚み及び敷均し・転圧等が適切に行われていることが確認できる。 ☒ 立杭築造に伴う仮設部材の設置及び施工方法が適切に行われていることが確認できる。 ☒ 推進管の裏込め材料が適切で、十分に充填されていることが確認できる。 ☒ 薬液注入工等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 薬液及び裏込め材等の使用量の記録が伝票、写真等で確認できる。 ☒ 薬液注入において、事前及び事後の効果の計測が行われ、記録が整理されていることが確認できる。 ☒ 仮復旧の路面状態が良好であり、維持管理が適切に行われていることが確認できる。 ☒ 舗設の温度管理(初期締固め前温度110℃以上)が適正に行われていることが確認できる。 ☒ プライム・タックコート、養生砂の施工及び品質管理が適正に行われていることが確認できる。 ☒ コア採取により厚さ・密度の管理が適切に行われていることが確認できる。 ☒ 路肩処理、縁端処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されていることが確認できる。 ☒ 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通開放を適切に行っている。 ☐ その他理由： ☐ その他理由： ☐ その他理由： ☐ その他理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
Ⅲ. 出来ばえ	下水道工事	☐ 出来ばえが優れている 「評価対象項目」 ☐ 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下等がない。 ☐ 管渠の通りが良い。 ☐ マンホール(柵)と管との接続状態が良い。 ☐ マンホール内及び蓋との目地の仕上りが良く、金具の取付も適切である。 ☐ インパートの仕上げが良い。 ☐ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ 路面の復旧状態が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	

- 42 -

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 塗装工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☒ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☒ 設計図書どおりのケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☒ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗布作業を行っていることが確認できる。 ☒ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☒ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☒ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☒ 塗りが残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。 ☒ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗装厚を確保していることが確認できる。 ☒ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d ☐ 上記項目に該当すれば…e
	III. 出来ばえ 塗装工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所がない。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 植栽工事	☐ 品質が優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ 客土の品質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 樹木の品質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☒ 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☒ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☒ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☒ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☒ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☒ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☒ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d ☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ 植栽工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 樹木の養生や散水を適時行っている。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	☐ 品質が優れている ☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						
	0.0%	「ばらつき」 ☒ 50%以下 ☐ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 【共通項目】 ☒ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☒ 床掘りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☒ 基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： 【防護柵(網)・標識設置工事】 ☒ 防護柵・標識等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。 ☒ 防護柵・標識等の基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☒ 防護柵・標識等の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 ☒ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☒ 標識の色彩・反射性能を試験結果報告書等で確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： 【区画線等設置工事】 ☒ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。 ☒ 溶融式、高視認性区画線の施工では、溶融槽を適温で管理し常に180～220℃で塗布していることが確認できる。 ☒ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☒ 区画線の施工にあたって気温5℃以下の場合、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工していることが確認できる。 ☒ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☒ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☒ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	III. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている ☐ 出来ばえがやや優れている ☒ 他の評価に該当しない ☐ 出来ばえが劣っている						
	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	「評価対象項目」 【防護柵(網)設置工事】 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【標識設置工事】 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き及び角度並びにその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色がない。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 【区画線等設置工事】 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接合状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電線共同溝工事	☐ 品質が優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☒ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☒ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☒ 特殊部等の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☒ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。 ☒ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保していることが確認できる。 ☒ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	III. 出来ばえ 電線共同溝工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている		
		「評価対象項目」 ☐ 歩道及び車道の舗装(仮復旧舗装を含む)の勾配が適切で、有害な段差がなく平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。							

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 二次製品構造物	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ☒ 他の評価に該当しない					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	0.0%	「ばらつき」 ○ 50%以下 ☒ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ 二次製品構造物	☐ 出来ばえが優れている ☐ 出来ばえがやや優れている ☒ 他の評価に該当しない ☐ 出来ばえが劣っている						
		「評価対象項目」 ☐ 構造物の通りがよい。 ☐ 材料のかみ合わせが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 製品にクラック、欠損がない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 既設構造物とのすり付けが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 補強土壁工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ■ 他の評価に該当しない						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ● 80%以下 ○ 80%超 ○ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ ☐ 盛土材料の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 盛土の締固めが、設計図書に定められた条件(人力機械別、巻出し厚・敷均し・転圧作業等)を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が証明書類で確認できる。 ☒ ☐ 現場条件に応じた排水対策を実施していることが確認できる。 ☒ ☐ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d ☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ 補強土壁工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 解体工事	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 廃材の分別・保管に創意工夫がある。 ☒ 施工計画書に定められた計画により管理されていることが確認できる。 ☒ 廃棄物の処理が適切であることが確認できる。 ☒ 請負者の管理記録が整備されていることが確認できる。 ☒ 解体工法・手順に創意工夫がある。 ☒ 再資源化を適切に実施していることが確認できる。 ☒ 周辺地域の環境への配慮が適切になされている。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	Ⅲ. 出来ばえ 解体工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ 撤去跡が平坦に整地されている。 ☐ 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく、土中に撤去対象物や廃材がない。 ☐ 周辺の道路、側溝、集水樹、人孔等に破損がない。 ☐ 集水樹の流入側の閉塞等が適切になされている。 ☐ 一部撤去等において存置部分との調整がなされ、全体に調和がよい仕上げである。 ☐ 一部撤去等において存置部分の仕上りの状態が良好で、色調も均一でむら等がない。 ☐ 付帯工事（フェンス、植栽等）の仕上がりが良好である。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 点字タイル設置工事	☐ 品質が優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☒ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ ☐ ガイドライン等の規定を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 下地面が十分乾燥していることが確認できる。 ☒ ☐ 主任監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☒ ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☒ ☐ 点字タイルの施工にあたって、下地の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☒ ☐ プライマー、下地剤等の施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☒ ☐ 点字タイルの材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ☐ 接着剤を専用のクシ目ゴテを使用し、ムラなく塗布しながら、追っ掛け点字タイルを貼着していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由：						
	III. 出来ばえ 点字タイル設置工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 公園施設整備 工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☒ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ 仕様等で定められている品質管理が実施されている。 ☒ 材料、部材の品質及び形状が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。 ☒ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。 ☒ 遊戯施設等の保管、吊り込み、据付等に十分に注意を払っていることが確認できる。 ☒ 撤去遊具等の取壊し、廃棄物処理が適切に行われていることが確認できる。 ☒ 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理されている。 ☒ 園路等の表層材料に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 ☒ 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 ☒ 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 ☒ 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工がうかがえる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d ☐ 上記項目に該当すれば…e
	III. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	公園施設整備 工事	「評価対象項目」 ☐ 施設構造物簿肌、通り、収まり等仕上げの状態が良い。 ☐ 園路等の舗装の平坦性が良い。 ☐ 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 維持管理等の配慮が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 橋梁補修工事	☐ 品質が優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙4参照。	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 【共通】 ☒ 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。 ☒ アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整理されている。 ☒ 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されている。 ☒ アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。 ☒ 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。 ☒ 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。 ☒ 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。 ☒ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☒ 溶接の品質管理に関して、仕様書に定められた事項が確認できる。 ☒ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☒ 塗装・溶接施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。 ☒ 塗料の空缶管理が写真等で確実に空であることが確認できる。 ☒ その他（使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ、現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。） ☒ その他（構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。） ☒ その他（監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。） ☒ その他（使用したグラウト材、モルタルの強度試験・現場試験を行っており品質の確認ができる。） ☒ その他（既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。） ☒ その他（使用材料の品質が出荷証明等により、製造年月日、ロット番号、数量の確認ができる。） ☒ その他（既存鉄筋のケレン及び防錆処理を適切に行っていることが確認できる。） 【断面修復】 ☒ 事前調査を行い損傷程度を把握し、適正な施工範囲を決定していることが確認できる。 ☒ 下地処理工において、油脂等の汚れや脆弱層の撤去を行い健全面を露出させたことが確認できる。 ☒ 鉄筋のケレン後、速やかに防錆処理を行ってることが確認できる。 ☒ コンクリート削孔工において、既設鉄筋を傷つけないように配慮し、施工したことが確認できる。 ☒ 補強材の品質が確認できる。 ☒ フレーア溶接作業に当たり、作業員の資格、技量確認を行っていることが確認できる。 ☒ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 溶接施工時の天候・気温及び湿度等の条件が記録・整理されていることが確認できる。 ☒ 補強材の取付けが隙間無く、堅固に取り付けられていることが確認できる。 ☒ （ポリマー）セメントモルタルの練り混ぜが、材料投入順序、ミキサー能力、練り混ぜ時間等を考慮して練り混ぜられたことが確認できる。 ☒ 練り混ぜ開始時にフロー試験等を実施し、品質の確認を行ったことが確認できる。 ☒ 施工状況（風、直射日光）等を考慮し、必要に応じて被覆養生を行ったことが確認できる。 ☒ 圧縮・付着強度試験を実施し、強度を確認したことが確認できる。 【伸縮装置取替え】 ☒ ジョイント部のはつり作業にあたり、既存構造物に支障が無いことが確認できる。 ☒ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ、現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☒ 据付けは伸縮量が最も少ない時間を選んで、作業していることが確認できる。 ☒ コンクリートは、伸縮装置アンカー部に完全に行き渡るよう施工されていることが確認できる。 ☒ コンクリート強度を確認した後、交通開放が行われていることが確認できる。 【支承取替え】 ☒ ジャッキアップ作業にあたり、圧力確認器具により圧力調整等を行っていることが確認できる。 ☒ 既設支承のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。 ☒ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☒ 無収縮モルタルの硬化を確認後、ジャッキダウンを行っていることが確認できる。 ☒ 高さ調整にあたり、変形量等を考慮し上げ越し量を設定していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ 橋梁補修工事	☐ 出来ばえが優れている 「評価対象項目」 ☒ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 ☒ きめ細やかな施工がなされている。 ☒ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☒ 塗装に均一性がある。 ☒ ケレンの施工状況が良い。 ☒ 全体的な美観が良い。 ☒ その他（部材表面に傷、錆が無い。） ☒ その他（クラックが無い。） ☒ その他（天端仕上げ、端部処理が良い。） ※ 該当工種から評価対象項目を7項目選択し、評価を行う。		☐ 出来ばえがやや優れている		☐ 他の評価に該当しない	☒ 出来ばえが劣っている	
	(0.0%)							

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 管更生工事	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☒ 80%以下 ☐ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ ☐ 材料の品質証明書又は試験成績書が整備され、かつ、現場において材料の品質確認を適切に行っていることが確認できる。 ☒ ☐ 仕様書等に定められている品質管理が、適切に実施されていることが確認できる。 ☒ ☐ 事前調査により既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び侵入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。 ☒ ☐ 事前処理により施工時には支障のないよう適切な措置を施している。 ☒ ☐ 仕上がり管渠内面に、しわ、たるみ、剥離、変形、不陸及び破損等がなく基準を満たしている。 ☒ ☐ 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時間及び温度管理が適切に行われている。 ☒ ☐ 製管材を使用する場合は、裏込材の注入量の記録管理が適切に行われている。 ☒ ☐ 品質管理及び記録の整理に創意工夫がある。 ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由： ☐ ☐ その他 理由：						☐ 上記項目に該当すれば…d ☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	管更生工事	「評価対象項目」 ☐ ☐ 仕上がり管渠内面の通りが良い。 ☐ ☐ 人孔管口及び取付管口の仕上がりが良い。 ☐ ☐ 漏水がない。 ☐ ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ ☐ 全体的な仕上がりが良い。						

- 54 -

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 維持修繕工事 (規格値によるばらつきの判断をしない場合)	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 使用する材料の品質、形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。 ☒ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ 主任監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取組んでいることが確認できる。 ☒ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☒ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	維持修繕工事 (規格値によるばらつきの判断をしない場合)	「評価対象項目」 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 配水管工事	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	☒ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 主要材料の保管管理が適切に行われ、製品に曲がり、そり、クラック、欠け等のないことが確認できる。 ☒ 溶接棒の使用及び溶接が適切であることが確認できる。 ☒ 塗覆装、塗装等が適切であることが確認できる。 ☒ 管接合管理は定められたとおりに施工されていることが確認できる。 ☒ 管の清掃及び切管加工は適切であることが確認できる。 ☒ 弁栓類及び管保護工の施工が適切であることが確認できる。 ☒ 明示テープ、ポリエチレンスリーブ、明示シートの施工が適切であることが確認できる。 ☒ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 施工時のチェックシート等の記録が適切であることが確認できる。 ☒ 施工の適切性が確認でき、通水状況及び水圧試験等の記録が整備されていることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	Ⅲ. 出来ばえ 配水管工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ 管の接合、据付等が適切である。 ☐ 付属設備(消火栓、仕切弁、止水栓、ボックス等)の設置状況が良い。 ☐ メーターボックス周辺の補修状況が良い。 ☐ 舗装仮復旧が適切に施工されている。 ☐ 管及び桁、部材等に補修箇所がない。 ☐ 部材等の表面に傷、錆がない。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ きめ細やかな施工がされている。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事(新築)	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 【躯体工事】 ☒ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☒ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☒ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☒ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☒ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☒ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☒ 機械設備工事が一括発注の場合は、機械設備工事の品質評価項目を概ね満足している。 ☒ 電気設備工事が一括発注の場合は、電気設備工事の品質評価項目を概ね満足している。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	建築工事(新築)	「評価対象項目」 ☐ きめ細やかな施工がなされ、取合いの納まりや端部までの仕上りが良い。 ☐ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ 仕上りの状態が良好で色調が均一で色むら等がない。 ☐ 外構を含め全体的な美観が良い。 ☐ 防水工事の納まりに問題(水たまり、ふくれ、端部処理)がない。 ☐ タイルの張付け精度が良好である。 ☐ 木工事の取付け精度が高く、隙間、きしみ等がない。 ☐ 左官仕上げの状態に不陸、クラックがない。 ☐ 建具の作動に不具合がなく、戸当り、手摺、ハンドル類の取付け位置等使い勝手への配慮がある。 ☐ 適切な養生が行われ、汚れや傷がなく、適切なクリーニングが行われ、施工時の残材、埃等がない。 ☐ 機械設備工事が一括発注の場合は、機械設備工事の出来ばえ評価項目を概ね満足している。 ☐ 電気設備工事が一括発注の場合は、電気設備工事の出来ばえ評価項目を概ね満足している。						

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事(改修)	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☒ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☒ 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ☒ 品質・形状が適切で良好な施工であることが確認できる。 ☒ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☒ 機械設備工事が一括発注の場合は、機械設備工の品質評価項目を概ね満足している。 ☒ 電気設備工事が一括発注の場合は、電気設備工の品質評価項目を概ね満足している。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事(改修)	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ きめ細やかな施工がなされ、取合いの納まりや端部までの仕上りが良い。 ☐ 既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上りである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ 仕上りの状態が良好である。 ☐ 材料・製品の割付通り等が良く、全体的に出来ばえが良好である。 ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ 設備工事が一括発注の場合は、設備工の出来ばえ評価項目を概ね満足している。						

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 機械設備工事	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 資材の品質を検収していることが書類等で確認ができる。 ☒ 資材や設備機器等の材質、機能及び性能が設計図書に適合するように承諾図書として提出されている。 ☒ 設計図書や標準仕様書に適合する材質の資材を使用して施工されている。 ☒ 設備や機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☒ 操作制御設備等の安全装置及び保護装置の機能・性能試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☒ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☒ 取扱説明書が整理されており、必要な箇所がすぐに確認できるように工夫されている。 ☒ 完成図書に機器の点検方法や部品の交換時期など必要な情報がまとめられている。 ☒ 配管やバルブ類、設備機器の点検や保守がしやすいように工夫されている。 ☒ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☒ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☒ 回転部や高温部等の危険個所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☒ 運転して、異音・異臭・加熱・振動等の異常がない。 ☒ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ 現地状況を勘案し、施工方法について提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	III. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	機械設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 資材の品質を検収していることが書類等で確認ができる。 ☒ 資材や設備機器等の材質、機能及び性能が設計図書に適合するように承諾図書として提出されている。 ☒ 設計図書や標準仕様書に適合する材質の資材を使用して施工されている。 ☒ 設備や機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☒ 高圧受電設備等の安全装置及び保護装置の機能・性能試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☒ 取扱説明書が整理されており、必要な箇所がすぐに確認できるように工夫されている。 ☒ 完成図書に機器の点検方法や部品の交換時期など必要な情報がまとめられている。 ☒ 配管や配線、設備機器の点検や保守がしやすいように工夫されている。 ☒ 開閉器類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☒ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☒ 高圧設備や充電部等の危険個所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☒ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☒ 現地状況を勘案し、施工方法について提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	III. 出来ばえ 電気設備工事	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 通信設備工事・受変電設備工事	☐ 品質が優れている	☐ bより優れている	☐ 品質がやや優れている	☐ cより優れている	■ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 ☐ 上記項目に該当すれば…d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐ 上記項目に該当すれば…e
	0.0%	「評価対象項目」 ☒ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☒ 材料及び構成部品の品質並びに形状について、設計図書等と適合が確認できる証明等を整備していることが確認できる。 ☒ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☒ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。 ☒ 設備全体としての運転性能が、所定の能力を満足していることが確認できる。 ☒ 完成図書において、設備の機能及び性能並びに操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☒ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☒ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☒ 取扱説明書が整理されており、必要な箇所がすぐに確認できるように工夫されている。 ☒ 完成図書に機器の点検方法や部品の交換時期など必要な情報がまとめられている。 ☒ 設備の構造において、点検や消耗品の取替作業が容易にできるように工夫していることが確認できる。 ☒ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる ☒ 現地状況を勘案し、施工方法について提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：						
	III. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		■ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	通信設備工事・受変電設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。						

考 査 項 目 別 運 用 表

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 施設機械設備 工事(用排水 ポンプ・水門 設備・除塵設 備・鋼製付属 設備)	☐ 品質が優れている ☐ bより優れている ☐ 品質がやや優れている ☐ cより優れている ☒ 他の評価に該当しない 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別図参照。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	0.0%	「ばらつき」 ☐ 50%以下 ☐ 80%以下 ☒ 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 「評価対象項目」 ☒ 設計図書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 ☒ 材料の品質及び形状が設計図書等との適合が確認ができる証明書等を整備していることが確認できる。 ☒ 機械単体品の品質及び形状が設計図書等との適合が確認ができる証明書等を整備していることが確認できる。 ☒ 部品の品質及び形状が設計図書等との適合が確認ができる証明書等を整備していることが確認できる。 ☒ 設備の機能が設計図書等との適合が確認ができる証明書等を整備していることが確認できる。 ☒ 据付基準線及び基準高は図面どおりに施工されていることが確認できる。 ☒ 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われ、正常に動作していることが確認できる。 ☒ 電線類の接続部が適切に処理されていることが確認できる。 ☒ 基礎ボルトの締付けが適切に行われていることが確認できる。 ☒ ビット内の電線類は行先札が取付けられ、整然と配置されていることが確認できる。 ☒ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されていることが確認できる。 ☒ 接地工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されていることが確認できる。 ☒ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られていることが確認できる。 ☐ その他理由： ☐ その他理由：					☐ 上記項目に該当すれば…d	☐ 上記項目に該当すれば…e
	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 出来ばえが優れている		☐ 出来ばえがやや優れている		☒ 他の評価に該当しない	☐ 出来ばえが劣っている	
	施設機械設備 工事(用排水 ポンプ・水門 設備・除塵設 備・鋼製付属 設備)	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 溶接、塗装、組立の均一性が良い。 ☐ 製作上の補修痕跡がない。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。 ☐ 全体的な美観が良い。						

(別紙-1)

「施エプロセス」のチェックリスト

1. 契約番号	5071009999
2. 工事名称	加古川町新在家地内土木建築設備工事
3. 履行期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月15日
4. 業者番号	—
5. 受注者	加古川土木建築設備建設株式会社
6. 請負金額	¥111,110,000-

工事担当課： 契約検査課

主任監督員： 加古川次郎

項目	種別	細別	点検項目	チェック時期(指示事項)													点検結果			備考 (指示事項、是正状況等)
				着手前	施工中											完成時	適正	不適正	対象外	
1. 施工体制一般	I. 施工体制一般	請負代金内訳書の提出	○ 契約締結後7日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書が提出されている。 (契約後、変更後)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		工事実績情報システム(CORINS)への登録	◇ 事前に主任監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録されている。 (契約後、変更後、完成時)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐	☐	☐	
		施工計画書	○ 施工(変更を含む)に先立ち、提出されている。 (着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 記載内容と現場施工方法が一致している。 (適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			○ 記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
		建設業許可	□ 下請負金額の合計が5,000万円(建築工事業の場合は8,000万円)以上の場合は、当該業種の特定建設業許可を受けている。(1回/3ヶ月)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			◇ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者(主任技術者)が正しく記載されている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		下請負者の状況	○ 一括下請けが疑われるような施工体系に該当していない。 (1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 下請負者が営業停止期間中又は指名停止期間中に下請契約を締結していない。 (1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			◇ 下請負金額が500万円以上の下請負者は、当該業種の建設業許可を受けている。 (1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 下請契約に係る請負代金内訳書(写)に、法定福利費が明示されている。 (1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		施工体制台帳、施工体系図	○ 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一の書類が発注者に提出されている。 (1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	

項目	種別	細別	点検項目	チェック時期(指示事項)													点検結果			備考 (指示事項、是正状況等)
				着手前	施工中											完成時	適正	不適正	対象外	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制台帳、施工体系図	○ 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書(写)が添付されており、全ての下請負金額が記入されている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 施工体制台帳と施工体系図が整合している。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 施工体制台帳に、健康保険等の加入状況が末端の下請負人まで記載されている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 施工体系図が現場の工事関係者及び公衆の見えやすい場所に掲げられている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 施工体制台帳及び施工体系図に記載のない業者が作業していない。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
	建設業退職金共済制度		○ 掛金収納書の写しが契約締結後1ヶ月以内に提出されている。(契約後、増額変更後)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
	労災保険		○ 労災保険関係の項目が、現場の見えやすい場所に掲示されている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
	II. 配置技術者／現場代理人	設計図書の照査等	○ 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査が行われている。(着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けている。(着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		現場代理人	○ 現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを適切に実施している。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 現場代理人は、主任監督員との連絡調整を適切に行っている。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
		元請負業者の監理技術者(主任技術者、追加配置技術者)	○ 配置予定技術者と監理技術者(主任技術者)届が同一人であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする)(着手前)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 監理技術者資格者証の内容(会社名、資格業種等)又は主任技術者、追加配置技術者の資格要件を確認した。(着手前、交代時)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			○ 現場の技術者が監理技術者(主任技術者、追加配置技術者)届の本人である。(着手前、交代時)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			△ 監理技術者(主任技術者、追加配置技術者)が、当該現場の専任となっている。(1回/3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	

項目	種別	細別	点検項目	チェック時期(指示事項)												点検結果 適正 不適正 対象外	備考 (指示事項、是正状況等)					
				着手前	施工中													完成時				
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人	元請負業者の監理技術者(主任技術者、追加配置技術者) ※1と※2の項目については、特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。	□ 監理技術者(追加配置技術者)は資格者証を現地で携帯している。 (1回／3ヶ月)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
			△ 他工事との重複がない。(コリンズ等の内容で確認する。) (着手前、1回／3ヶ月)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□	
			○ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 (着手前、打合せ時)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□		
			○ 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事の進捗に努めている。 ※2 (適宜)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□	
		専門技術者	○ 建設業法第26条の2に定める専門技術者が選任され、配置されている。(許可業種以外の工事を自社施工していない。)(着手前、適宜)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□		
		下請負業者の主任技術者	○ 建設業許可取得の末端の下請負業者まで、全て主任技術者を選任している。 (着手前、交代時)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□		
			△ 専任の主任技術者が、全て当該現場の専任となっている。 (1回／3ヶ月)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□		
		作業主任者	○ 労働安全衛生規則に定める作業主任者を選任し、配置している。 (着手前、適宜)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□		
		現場技術者	○ 発注者が置いた現場技術者との対応が適切である。 (適宜)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□		
		2 施工状況	Ⅰ 施工管理	施工計画書	○ 記載内容が設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、適宜)		□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□		
施工管理・工事材料管理	○ 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適切に管理されている。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
	○ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
・出来形、品質管理	○ 日常の出来形、品質管理が適切に行われていることが書面で確認できる。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
	○ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また地域等より評価されるものがある。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
・イメージアップ	○ 主任監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会願を提出して行っている。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
	○ 段階確認の確認時期は、適正である。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			
支給材料及び資与品	○ 受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書が提出されている。 (適宜)				□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO	□YES □NO		□	□	□			

項目	種別	細別	点検項目	チェック時期(指示事項)													点検結果			備考 (指示事項、是正状況等)
				着手前	施工中											完成時	適正	不適正	対象外	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	建設副産物及び建設廃棄物	○ 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、主任監督員に原本を提示している。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基き作成され、施工計画書に含めて提出されている。(着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		指定建設機械類の確認	○ 指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)が使用されている。(1回)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
	Ⅱ. 工程管理	契約工程表	○ 契約締結後7日以内に、契約工程表が提出された。(契約後、変更後)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		工事の着手	○ 契約書に定める工事始期日以降、30日以内に工事に着手している。(着手後)	☐ YES ☐ NO													☐	☐	☐	
		工程管理	○ 工程計画のフォローアップを行っている。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			○ 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果が書類で提出されている。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 工程計画にない夜間や休日の作業がない。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			○ 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
	Ⅲ. 安全対策	安全活動	○ 新規入場者教育を実施し、記録が整備されている。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 安全教育・訓練等を半日／月以上実施した記録がある。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			○ 施工現場の安全巡視、作業前安全打合せ(TBM)、危険予知(KY)等を実施した記録がある。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐		
			○ 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 店社パトロールを実施した記録が整備されている。(1回／3ヶ月)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 過積載防止に取り組んでいる記録があり、過積載がない。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 重機操作で誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置を行った記録がある。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 山留め、仮締め切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	

項目	種別	細 別	点 検 項 目	チェック時期(指示事項)												点検結果 適正 不適正 対象外	備 考 (指示事項、是正状況等)			
				着手前	施工中													完成時		
2 ・ 施 工 状 況	Ⅲ ・ 安 全 対 策	安全活動	○ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施した記録がある。 (適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐		
			○ 保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
		安全パトロールの指摘事項の処理	○ 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(適宜)		☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
	Ⅳ ・ 対 外 関 係	関係機関等	○ 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。 (着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐		
			○ 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行った記録がある。 (着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐	
			○ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。 (着手前、適宜)	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO	☐ YES ☐ NO		☐	☐	☐

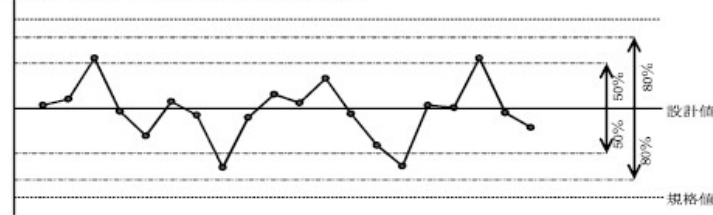
- 注) 1. 「施工プロセス」のチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
2. チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容をYES/NO(ダブルクリックで切替る)で記録するとともに、必要な指示事項や是正状況を記録する。
3. 点検結果は、「適正」、「不適正」、「対象外」のいずれかの「☐」⇒「☒」にダブルクリックで切替る。
4. 点検の時期
- ① 契約後: 当初契約後。
 - ② 変更後: 工期内に行う変更契約後。
 - ③ 交代後: 配置技術者に交代があった時。
 - ④ 適宜: 点検が必要な時。ただし、1回/3ヶ月以上実施するように努めること。
5. 点検項目
- 点検項目の前の○◇△□の記号は点検対象工事の規模を表す。
- 設計金額 200万円を超える建設工事について点検する項目
- ◇ 請負金額 500万円以上の建設工事すべてについて点検する項目
- △ 請負金額 4,500万円以上の建設工事(ただし、建築一式工事においては 9,000万円以上の工事)について点検する項目
- ※加古川市の場合は、設計金額 4,500万円以上の建設工事(ただし、建築一式工事においては 9,000万円以上の工事)は、現場技術者はすべて専任であり、△の点検項目に該当します。
- 下請負の総額が 5,000万円以上の建設工事(ただし、建築一式工事においては 8,000万円以上の工事)について点検する項目
- ※加古川市の場合は、設計金額1億円以上の建設工事は、特定建設業の許可及び監理技術者の専任が必要であり、□の点検項目に該当します。
6. 点検項目中の「専任」とは
- 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事することをいう。

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

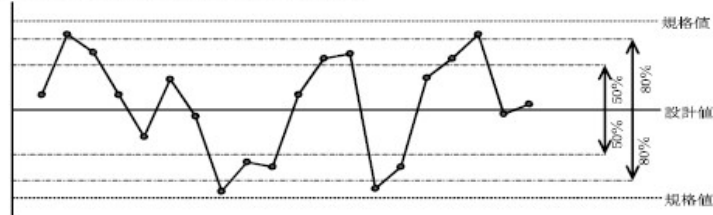
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

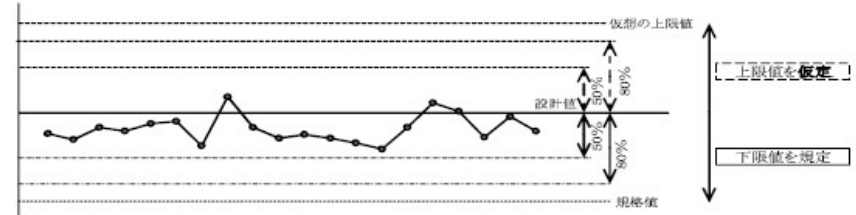
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

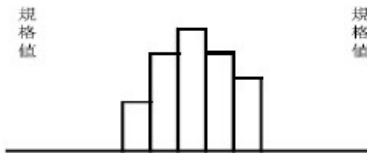


(下限値のみの場合)

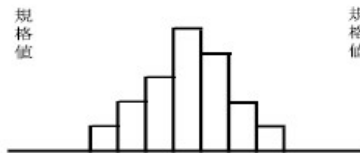


[度数表またはヒストグラムの場合]

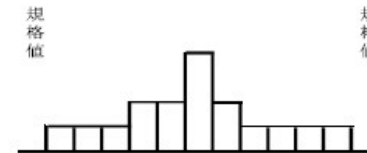
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 評価対象工種（考査項目別運用表）の選定

I 第一工種について

構成比（直接工事費に占める割合）の一番高い「工種」を第一工種とし、構成比の高い「工種」から、順に第一、第二、第三工種とする。

II 評価対象項目について

①直接工事費から工事目的物以外の雑工費（残土処分工、コンクリート殻処分工等、構造物撤去工、仮設工）を控除 ※構造物撤去工等が第一工種になる場合を除く

②①による控除後の直接工事費を分母として、レベル2工種の構成比を評価

③②の結果、第一工種の構成比が50%以上の場合は、第一工種のみを評価対象工種とする。

④②の結果、第一工種の構成比が50%未満の場合、構成比が50%を超える複数の評価対象工種で評価する。（第一工種と第二工種の構成比の合計が50%未満で、第三工種の構成比も合計すると50%を超える場合、第一、第二、第三工種を評価対象工種とする。）

3. 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、チェック結果を評価に反映させること。

別表2

出来ばえ評価基準

出来ばえ評価については、以下の基準にて評価するが具体的には下表ようになる。

達成項目が90%以上(又は未達成項目1以下) ・ ・ ・ ・ ・ a
達成項目が80%以上～90%未満(又は未達成項目2項目) ・ ・ ・ ・ b
達成項目が60%以上～80%未満(又は未達成項目3項目) ・ ・ ・ ・ c
達成項目が60%未満(又は未達成項目4以上) ・ ・ ・ ・ ・ d
なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、 c 評価とする。

(分子)該当する項目数 評価対象とした項目数(分母)																				
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
0	c 0/0																			
1	c 0.0% 0/1	c 100% 1/1																		
2	c 0.0% 0/2	c 50.0% 1/2	c 100% 2/2																	
3	c 0.0% 0/3	b 33.3% 1/3	a 66.7% 2/3	a 100% 3/3																
4	d 0.0% 0/4	c 25.0% 1/4	b 50.0% 2/4	a 75.0% 3/4	a 100% 4/4															
5	d 0.0% 0/5	d 20.0% 1/5	c 40.0% 2/5	b 60.0% 3/5	a 80.0% 4/5	a 100% 5/5														
6	d 0.0% 0/6	d 16.7% 1/6	d 33.3% 2/6	c 50.0% 3/6	b 66.7% 4/6	a 83.3% 5/6	a 100% 6/6													
7	d 0.0% 0/7	d 14.3% 1/7	d 28.6% 2/7	d 42.9% 3/7	c 57.1% 4/7	b 71.4% 5/7	a 85.7% 6/7	a 100% 7/7												
8	d 0.0% 0/8	d 12.5% 1/8	d 25.0% 2/8	d 37.5% 3/8	d 50.0% 4/8	c 62.5% 5/8	b 75.0% 6/8	a 87.5% 7/8	a 100% 8/8											
9	d 0.0% 0/9	d 11.1% 1/9	d 22.2% 2/9	d 33.3% 3/9	d 44.4% 4/9	d 55.6% 5/9	c 66.7% 6/9	b 77.8% 7/9	a 88.9% 8/9	a 100% 9/9										
10	d 0.0% 0/10	d 10.0% 1/10	d 20.0% 2/10	d 30.0% 3/10	d 40.0% 4/10	d 50.0% 5/10	c 60.0% 6/10	c 70.0% 7/10	b 80.0% 8/10	a 90.0% 9/10	a 100% 10/10									
11	d 0.0% 0/11	d 9.1% 1/11	d 18.2% 2/11	d 27.3% 3/11	d 36.4% 4/11	d 45.5% 5/11	d 54.5% 6/11	c 63.6% 7/11	c 72.7% 8/11	b 81.8% 9/11	a 90.9% 10/11	a 100% 11/11								
12	d 0.0% 0/12	d 8.3% 1/12	d 16.7% 2/12	d 25.0% 3/12	d 33.3% 4/12	d 41.7% 5/12	d 50.0% 6/12	d 58.3% 7/12	c 66.7% 8/12	c 75.0% 9/12	b 83.3% 10/12	a 91.7% 11/12	a 100% 12/12							
13	d 0.0% 0/13	d 7.7% 1/13	d 15.4% 2/13	d 23.1% 3/13	d 30.8% 4/13	d 38.5% 5/13	d 46.2% 6/13	d 53.8% 7/13	c 61.5% 8/13	c 69.2% 9/13	c 76.9% 10/13	b 84.6% 11/13	a 92.3% 12/13	a 100% 13/13						
14	d 0.0% 0/14	d 7.1% 1/14	d 14.3% 2/14	d 21.4% 3/14	d 28.6% 4/14	d 35.7% 5/14	d 42.9% 6/14	d 50.0% 7/14	d 57.1% 8/14	c 64.3% 9/14	c 71.4% 10/14	c 78.6% 11/14	b 85.7% 12/14	a 92.9% 13/14	a 100% 14/14					
15	d 0.0% 0/15	d 6.7% 1/15	d 13.3% 2/15	d 20.0% 3/15	d 26.7% 4/15	d 33.3% 5/15	d 40.0% 6/15	d 46.7% 7/15	d 53.3% 8/15	c 60.0% 9/15	c 66.7% 10/15	c 73.3% 11/15	b 80.0% 12/15	b 86.7% 13/15	a 93.3% 14/15	a 100% 15/15				
16	d 0.0% 0/16	d 6.3% 1/16	d 12.5% 2/16	d 18.8% 3/16	d 25.0% 4/16	d 31.3% 5/16	d 37.5% 6/16	d 43.8% 7/16	d 50.0% 8/16	d 56.3% 9/16	c 62.5% 10/16	c 68.8% 11/16	c 75.0% 12/16	b 81.3% 13/16	b 87.5% 14/16	a 93.8% 15/16	a 100% 16/16			
17	d 0.0% 0/17	d 5.9% 1/17	d 11.8% 2/17	d 17.6% 3/17	d 23.5% 4/17	d 29.4% 5/17	d 35.3% 6/17	d 41.2% 7/17	d 47.1% 8/17	d 52.9% 9/17	d 58.8% 10/17	c 64.7% 11/17	c 70.6% 12/17	c 76.5% 13/17	b 82.4% 14/17	b 88.2% 15/17	a 94.1% 16/17	a 100% 17/17		

(別紙) ばらつき判断早見表

【出来形】

	対象	測定基準	ばらつき判断 実施単位	打点数	能力図or管理図	ばらつき 判定	「概ね」 の適用	備 考
ステップ 1	第一工種	「管理基準」の 測定頻度 or 設計書測点 (注1)	同種の構造物 (注2)	10点以上	どちらか必要	可能	適用 (注4)	最もばらつき評価が低い(悪い)もの
ステップ 2	全ての工種			10点以上	どちらか必要	可能	適用 (注4)	
ステップ 3	全ての工種			3～9点	どちらか必要	可能	適用しない	
全ての工種				1～2点	どちらか必要	×	×	
				単純工事	×	×	×	

【主任監督員の評価】

		打点数	ば ら つ き で 判 断 可 能					ばらつきで 判断不可能	監督員 改善指示	監督員 改造請求
			概ね50%以下	50%以下	概ね80%以下	80%以下	80%を超える			
ステップ1	第一工種	10点以上	a	—	b	—	c	—	d	e
ステップ2	全ての工種	10点以上	a	—	b	—	c	—	d	e
ステップ3	全ての工種	3～9点	—	a	—	b	c	—	d	e
全ての工種		1～2点	—	—	—	—	—	c	d	e
		単純工事	—	—	—	—	—	c	d	e

【検査員の評価】

評価対象項目の 達成項目数	ば ら つ き で 判 断 可 能					ばらつきで 判断不可能	監督員 改善指示	検査員 修補指示
	概ね50%以下	50%以下	概ね80%以下	80%以下	80%を超える			
4項目以上	a	a	b	b	c	c	d	e
3項目	a'	a'	b	b	c	c	d	e
2項目	b'	b'	b'	b'	c	c	d	e
1項目	c	c	c	c	c	c	d	e
達成項目なし	c	c	c	c	c	c	d	e

検査員評価の判定

a	規格値の50%以内で達成項目が4項目以上
a'	規格値の50%以内で達成項目が3項目以上
b	規格値の80%以内で達成項目が3項目以上
b'	規格値の80%以内で達成項目が2項目以上
c	規格値を満足し、a～b'に該当しない。

(別紙) ばらつき判断早見表

【品 質】

	対象	測定基準	ばらつき判断 実施単位	打点数	能力図or管理図	ばらつき 判定	「概ね」 の適用	備 考
ステップ 1	第一工種	「管理基準」の 測定頻度	同種の材料 (注3)	10点以上	どちらか必要	可能	適用 (注4)	最もばらつき評価が低い(悪い)もの 上下限值設定項目に限定 特例あり (注5)
ステップ 2	第一工種			3～9点	どちらか必要	可能	適用しない	
第一工種				1～2点	どちらか必要	×	×	
				単純工事	×	×	×	

【主任監督員の評価】

		打点数	ば ら つ き で 判 断 可 能					ばらつきで 判断不可能	監督員 改善指示	監督員 改造請求
			概ね50%以下	50%以下	概ね80%以下	80%以下	80%を超える			
ステップ1	第一工種	10点以上	a	—	b	—	c	—	d	e

ステップ2 (第一工種、打点数3～9点)

評価対象項目の 評価値	ば ら つ き で 判 断 可 能					ばらつきで 判断不可能	監督員 改善指示	監督員 改造請求	評価対象項目には、第一工種における品質管理項目の測定結果から、項目数を3とし、次のとおり評価する。 ・全ての測定値が規格値を満足している：「○」一つ ・全ての測定値が規格値の80%以内：「○」二つ ・全ての測定値が規格値の50%以内：「○」三つ
	概ね50%以下	50%以下	概ね80%以下	80%以下	80%を超える				
90%以上	—	a	—	(a)	(a)	c	d	e	
80%以上90%未満	—	b	—	b	(b)	c	d	e	
80%未満	—	c	—	c	c	c	d	e	

【検査員の評価】

評価対象項目の 評価値	ば ら つ き で 判 断 可 能					ばらつきで 判断不可能	監督員 改善指示	検査員 修補指示
	概ね50%以下	50%以下	概ね80%以下	80%以下	80%を超える			
90%以上	a	a	a'	a'	b	b	d	e
75%以上90%未満	a'	a'	b	b	b'	b'	d	e
60%以上75%未満	b	b	b'	b'	c	c	d	e
60%未満	b'	b'	c	c	c	c	d	e

注1 設計図書に示された測点(20m)及び変化点であり、かつ施工計画書の測点基準として記載されたもの

注2 同種の構造物の定義：「管理基準」の同じ条の同じ枝番(但し、縦断が連続するものについては枝番の同一までは求めない)

注3 同種の材料の例：生コン18-8-40 BBの場合、下線の4種別が全て同一のもの(工種・細目は問わない)

注4 「概ね」の定義：全打点数の8割以上が規格値に収まり、かつ、規格値を越える測定値の最大(小)値が規格値の±10%以内であること

注5 下限値のみの特例：現場密度の測定(舗装、路盤、土工)については、下限値側でのばらつき判定が可能(異常値は打点数から除外)

【評価対象工種（考査項目別運用表）の選択】

1. 第一工種について

- ① 構成比（直接工事費に占める割合）の一番高い「工種」を第一工種とする。
- ② 構成比の高い「工種」から、順に第一、第二、第三とする。

2. 評価対象工種について

- ① 直接工事費から、工事目的物以外の雑工費（残土処理工、コンクリート殻処分工、構造物撤去工、仮設工等）を控除する。
※ 構造物撤去工等が第一工種になる場合を除く
- ② ①による控除後の直接工事費を分母として、レベル2工種の構成比を評価する。
- ③ ②の結果、第一工種の構成比が50%以上の場合、第一工種のみを評価対象工種とする。
- ④ ②の結果、第一工種の構成比が50%未満の場合、構成比が50%を超える複数の評価対象工種で評定する。（第一工種と第二工種の構成比の合計が50%未満で、第三工種の構成比も合計すると50%を超える場合、第一、第二、第三工種を評価対象工種とする。）

(例1) 第一工種：60% 第二工種：20% 第三工種：10%	第一工種のみ を評価対象工種とする。	(例2) 第一工種：40% 第二工種：30% 第三工種：10%	第一、第二工種を評価対象工種とする。	(例3) 第一工種：25% 第二工種：20% 第三工種：15%	第一、第二、第三工種を評価対象工種とする。
---------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	--------------------	---------------------------------------	-----------------------

【評価対象工種の選択における注意点】

- ① 評価対象工種選択表（別紙）を活用して選択する。（基本的にはレベル2より選択）
- ② 工事の内容によっては、積算体系のレベル2「工種」とレベル3「種別」から総合的に選択する。
※ 工事の目的物により、工種を判断する。
➢ 特に、『コンクリート構造物工事』は、複数のレベル2「工種」に関連する事例が多く、レベル3「種別」から拾い出す場合がある。

3. 考査項目別運用表の選択

評価対象工種の種別に適した考査項目別運用表を選択し評価する。現在の考査項目別運用表は以下の29工種です。

- | | | |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------------|
| ○ コンクリート構造物工事 | ○ 土工事（切土、盛土、堤防等工事） | ○ 護岸・根固・水制工事 |
| ○ 鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる） | ○ 舗装工事 | ○ 法面工事 |
| ○ 基礎工事及び地盤改良工事 | ○ 下水道工事 | ○ コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象） |
| ○ 塗装工事 | ○ 植栽工事 | ○ 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事 |
| ○ 電線共同溝工事 | ○ 二次製品構造物 | ○ 補強土壁工事 |
| ▲ 解体工事 | ○ 点字タイル設置工事 | ○ 公園施設整備工事 |
| ○ 橋梁補修工事 | ○ 管更生工事 | |
| ▲ 配水管工事 | ▲ 建築工事（新築） | ▲ 建築工事（改修） |
| ▲ 機械設備工事 | ▲ 電気設備工事 | ▲ 通信設備工事・受変電設備工事 |
| ○ 維持修繕工事（規格値によるばらつきの判断をする場合） | | |
| ● 維持修繕工事（規格値によるばらつきの判断をしない場合） | | |
| ○ 施設機械設備工事（用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属設備） | | |

※ 「○」印の工種は、第一、第二、第三工種まで選択可能、「●」「▲」印の工種は、主たる一工種のみ選択可能で複数選択はできません。